



人事院勧告は地域医療を支える重要な指標

～道医労連が人事院北海道事務局へ要請～

6月16日、道医労連は人事院北海道事務局に対し、医療・介護労働者の処遇改善と人員体制の充実を求める要請を行いました。要請には、道医労連から吉田副委員長と書記局3名のほか、人事院勧告に準拠した賃金となっている公的病院の労働組合に所属する小松執行委員、杉山執行委員が参加しました。

参加者から、人事院勧告が医療・介護分野全体の賃金水準に影響していることや、ケア労働者の処遇改善と大幅増員を実現するために、人事院から関係省庁へ働きかけるよう訴えました。

人事院北海道事務局からは「要請趣旨は理解した。現場の生の声はしっかり受け取る」と回答がありました。

医療・介護現場の処遇改善と人手不足解消を

吉田副委員長は、公務職場の賃金や労働条件は民間医療機関にも大きな影響を与える重要な指標であると指摘し、医療・介護分野で深刻な人員不足が続く中、賃金引き上げと人員体制の充実が地域医療を支える上で不可欠だと訴えました。坂本書記長は、日本医労連の看護職員需給実態調査の結果を紹介し、看護師不足と回答した医療機関が75.4%に上り、退職者が採用者を上回るなど、人員不足が深刻化している実態を報告しました。

また、人員不足による過重労働のなかで、9割を超える看護職員が退職を考えたことがあると回答していることや、患者サービスが低下している実態を報告し、「職員の負担増だけでなく、地域医療そのものに影響が及んでいる」と指摘。

医療・介護職場では、他産業との賃金格差がさらに拡大しており、物価高騰にも対応できる賃金引き上げと処遇改善の必要性を訴えました。



34年ぶりの高水準でも他産業に届かず

杉山執行委員(全JCHO労組北海道支部)は、「みなし公務員」であるJCHO職員にとっても人事院勧告は重要な指標となっていると発言しました。

25年12月には、全国から寄せられた署名や、人事院勧告の実施を求める運動の成果として、常勤職員平均1.7%の賃上げが実現したことを紹介。一方、25年度給与勧告は平均3.26%で、34年ぶりの高水準の引き上げを勝ち取ったものの、全産業平均賃上げ率4.4%や最低賃金引上げ率6.3%には届かないと訴えました。その上で、物価高への対応や他産業との賃金格差の是正、人材確保の観点から、大幅な賃金引き上げにつながる人事院勧告を行うよう求めました。



人が集まり、働き続けられる職場に

小松執行委員(全医労北海道地方協議会)は、人事院勧告が医療・介護分野全体の賃金水準に大きな影響を与えていると指摘し、処遇改善による人材確保の重要性を訴えました。

また、現場では看護師不足が深刻で、「看護師を目指す人が減っている背景に、処遇の低さが影響しているのではないかと」発言。昇格や昇給が十分に評価されないことへの不満や、「長く働いても賃金が大きく上がらない」といった現場の声を紹介しました。

夜勤負担の重さにも触れ、「医療現場は以前よりも業務量や責任が増しており、若い職員からも夜勤が辛いという声が上がっている」と説明。夜勤回数の抑制や勤務間隔の確保など、安心して働き続けられる労働環境の整備を求めました。

